

# 「2010年度研究助成」研究結果（概要）報告

一般社団法人日本内部監査協会

研究助成は、一般社団法人日本内部監査協会が、内部監査あるいは内部統制に関する調査研究を奨励し、もって内部監査及び関連する諸分野の理論及び実務の研究を推進することを目的として運営するものです。

2010年度に助成金給付対象となった下記4件について、研究結果の概要を対象者からご報告いただきました。

## 「2010年度研究助成」助成金給付対象案件（順不同・敬称略）

申請者（所属先・職位：2010年9月現在）	研究課題
紺野 卓（新潟青陵大学 短期大学部 人間総合学科 准教授）	公益法人における内部統制の有効性確保についての検討
孫 美霊（流通科学大学 商学部 講師）	日本と中国における内部統制制度の導入
本間 利通（流通科学大学 情報学部 准教授）	内部通報行動の促進要因に関する実証分析
吉本 理沙（愛知大学 経営学部 助教）	公選の監査人制度の我が国における導入によるメリット・デメリットに関する研究

### 研究課題：公益法人の内部統制および監査について

新潟青陵大学 短期大学部 准教授

紺野 卓

キーワード：公益法人、公益認定基準、会計情報の信頼性、内部統制、監事監査

2008年12月1日から移行が始まった新公益法人制度の下、公益法人として認定を受けた法人は従来の制度と同様に税制上の優遇措置が認められていることもあり、その活動には多くの関心が集まっている。この公益認定を受ける際の基準が公益認定法第5条（公益認定基準）で列挙されているが、その中でも客観的な数値基準ということもあり今後最も重要視されると考えられるのが5条8号基準

（公益目的事業費率が50%以上であることを定めたもの）である。この基準では公益法人が作成する会計情報に基づいて当該法人の公益性が判定されるため、当該法人の作成する会計情報の信頼性をいかに担保していくのかは極めて重要な課題となってくる。営利法人が準拠する会社法では、会計情報の信頼性を含む業務の適正を確保するための体制を構築することは取締役会の重要な責務となっている。これと同様に、公益法人においては、理事会がその役割を担うことになる。今後の公益法人の理事会においては、税制上の優遇措置とも関連する会計情報の信頼性を担保するための体制作りが強く求められるものと考えられる。またこれとは別に会計情報の信頼性を担保するための重要な責務を担うのが公益法人の必要的機関である監事である。監事が行う今後の監事監査においては、会計情報の

適正性を担保するためこれまでよりも一層踏み込んだ形での監査が求められるものであり、またその資質としての「独立性」や「専

門性」も合わせて必要になってくるものと考えられるのである。

## 研究課題：内部統制報告制度の導入効果に関する一考察

流通科学大学 商学部 准教授

孫 美灵

キーワード：内部統制、制度、日本、中国、インタビュー調査

内部統制報告制度の発祥地ともいえるアメリカでSOX法が制定された背景にはワールド・コムやエンロンなどの粉飾決算がある。しかし、SOX法の制定によって企業の財務諸表の信頼性がどれぐらい向上したのか、不正の防止にどれぐらい効果があったのかに関する研究はまだ欠如している。SOX法の導入効果に関する論点は主に資本コストの低下に焦点が当てられている。しかし、内部統制報告書の提出が資本コストの低下につながるという主張がある一方で、資本コストの低下と顕著な関係がないという主張もある。このように内部統制報告制度の効果に関しては相反する研究結果が混在している。

本稿の目的は、アメリカの不正会計に端を発する内部統制報告という経済制度がアジアの経済的文脈のなかでどのような効果を果たしているのかについて、日本と中国にある企業を対象として分析することである。量的研究方法を採用している多くの先行研究と異なって、本稿では企業へのインタビューによる

質的研究方法を用いて内部統制報告制度の効果を明らかにしている。日本と中国にある4社をインタビューし、当該企業において内部統制報告制度がうまく機能するのであればその理由は何か、またうまく機能していないのであれば問題の所在はどこにあるのかなどについて企業別に検討した。個別の事例を用いた分析は、量的研究による分析とは異なって一般性は低いものの、問題を具体的に分析することによって制度導入における問題の所在を発見することができる。

以下はインタビュー調査の結果である。A社は内部統制報告制度による不正防止の効果は限定的であるが、業務の有効性や効率性の向上においては効果があるという見解を示している。B社は内部統制報告制度のあり方に課題を感じており、制度対応に加えて自社独自の方法も取り入れながら不正の防止や業務の有効性、効率性の向上を図っている。C社は制度導入前から業務のオペレーションが成熟化し、業務の効率性も高く、内部統制報告制度によって不正の防止、業務の有効性や効率性の向上において追加的な効果が得られていない。D社は内部統制報告制度による業務の有効性や効率性の向上効果に対し肯定的な見解を持っている。不正防止の効果に対しては回答が得られなかった（分析結果は紙幅の関係上省略）。

## 研究課題：内部通報行動の促進要因に関する実証分析

大阪経済大学 経営学部 准教授

本間 利通

キーワード：内部通報、ホイッスル・ブローイング、組織コミットメント

研究初年度は、予備調査として、大学生を対象として組織コミットメント尺度の確認および、ホイッスル・ブローイングを①組織内への通報、②組織外への通報の二つに分けて、

それぞれでクロス集計表を作成して関係を確認した。組織コミットメントは、組織成員の組織に対する関与を表し、組織に在籍し続ける意志を示す心理的態度として測定した。多くの先行研究では、組織コミットメントは情緒的コミットメントと存続的コミットメントの二つの側面に収斂させてきており、本研究でも2つの次元を中心に組織コミットメントを測定した。情緒的コミットメントは組織に対する愛着と関連し、存続的コミットメントは組織に在籍することによるコスト・ベネフィットの知覚と関連する。予備調査では、組織コミットメントにこれら二つの次元があることと、ホイッスル・ブローイングを行うかどうかについて、情緒的コミットメントの高さと組織内部に対する通報の関係を確認した。これらの予備調査を受けて、組織コミットメント尺度の精緻化および、理論研究で用いるフレームワークの検討を行った。

最終年度は、ホイッスル・ブローイングの促進要因および、意思決定プロセスのモデル化に関する理論研究をおこなった。従来的には、規範的な研究や原因帰属に関する研究が多く、組織と個人の間を含める変数が考慮されていなかった。本研究では、組織コミットメントを取り込むことで、意思決定プロセスを理論的・実証的な立場から検討することができた。情緒的コミットメントが関連することは、先行研究と一致した結果であるが、存続的コミットメントに着目することが、より実りある実証研究とつながることを主張したい。存続的コミットメントの測定の精緻化を、今後の課題としている。

これらの結果を受けて、現在までに、企業を対象とした調査を行い不正に対する許容度と、組織コミットメントの関係について不正ごとの違いを調査している。

## 研究課題：議選監査委員のメリット・デメリット

愛知大学 経営学部 助教

吉本 理沙

キーワード：議選監査委員、内部監査、行政  
監査

近年、自治体の不正経理事件や議員の政務調査費の用途不明瞭問題などに対して、自浄機能である議選監査委員のあり方が問われている。本研究は議選監査委員の課題を浮き彫りにすることを目的として、議選監査委員廃止の制度改正も視野に入れて議論が行われた第29次地方制度調査会の議事録を精査し、その賛成・反対意見を整理し、インタビュー調査を通じて、議選監査委員のメリット・デメリットを考察した内容である。

廃止賛成意見では、議選監査委員の存在が議会の行政監視機能および監査委員の監査機

能を弱化させていると主張し、その根拠は、議選監査委員の独立性の欠如に集中していた。即ち、議選監査委員を選出する議会も被監査対象という点である。しかし、監査委員監査が内部監査と位置づけられる限り内部統制の一環であることから、廃止根拠としては不十分といえる。

廃止反対意見では、逆に議選監査委員の存在が議会の行政監視機能および監査委員の監査機能を強化させていると主張し、その根拠として、特に行政監査を実施する際のゼネラリストとしての存在意義が強調されていた。しかし、調査を行ったところほとんどの自治体で行政監査そのものが実施されていないという実態が浮かび上がってきたことから、根拠としては不十分といえる。

このように賛成・反対意見のいずれの根拠も実証されておらず説得力に欠けるが、これらを考察し、議選監査委員の8つのメリットと6つのデメリットを仮説として抽出した。

この仮説をベースとしてK市の議選監査委員の経験のある議員にインタビュー調査を行った。その結果、「監査関連の知識の活用」というメリット、および「会計、法律等の知識不足」「短期交代により腰を落ち着けて監査できない」というデメリットの意見が聞かれた。対して、想定していた「監査事務局に対する暗黙の圧力による監査の形骸化の防止」、「行政監査への貢献」というメリット、および「独立性の欠如」「名誉職による監査の形骸化」というデメリットは意見としてあがらなかった。当該事例では、議選監査委員が監

査委員の監査機能強化に役立つというよりも、議選監査委員の経験から議員が知見を得ることで、議会の行政監視機能強化に役立つと捉えられているといえる。

今後の課題としては、当該議事録の考察から得た仮説の細分化・項目化を進め、アンケート形式で実証可能なインタビュー調査にまで落とし込むことである。それをういて愛知県全域の市町村に調査範囲を広げ、議選監査委員のメリット・デメリットを整理・一般化し、今後のあり方についての提言を目指す。

## 新刊書紹介コーナー

次の新刊書をご恵贈賜りましたので、ご紹介いたします（発行日順）。  
ご寄贈者に対しまして、厚く御礼申し上げます。

### これだけは知っておきたい 取締役・監査役・監査部長等 にとっての内部監査

著者：川村 眞一

（元・三菱商事株式会社  
監査部長代行）

発行：同文館出版(株)

定価（本体2,500円＋税）A 5判 234頁

### J A L の監査の失敗と裁判

—日本の公認会計士監査の水準と現実—

著者：安達 巧

（尾道市立大学経済情報学部  
・同大学院経済情報研究科 教授  
博士（経済学））

発行：ふくろう出版

定価（本体3,800円＋税）A 5判 66頁

### 公会計基準設定

—海外事例研究と分析—

編集：日本公認会計士協会

発行：日本公認会計士協会出版局

定価（本体3,500円＋税）A 5判 246頁